

稚内市在宅医療・介護連携推進検討会「てっぺんの会」について

〔在宅医療・介護連携推進事業の概要〕

「在宅医療・介護連携推進事業」は、平成 27 年度より介護保険制度の地域支援事業の必須事業に位置づけられ、稚内市（地域包括支援センター）において、平成 30 年 4 月までに以下の事業項目（ア）～（ク）の全ての内容を推進することとなった。（別添の厚労省資料参照）

- （ア）地域の医療・介護サービス資源の把握
- （イ）在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議
- （ウ）切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築
- （エ）在宅医療・介護サービス等の情報の共有支援
- （オ）在宅医療・介護連携に関する相談支援
- （カ）医療・介護関係者の研修
- （キ）地域住民への普及啓発
- （ク）在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

在宅医療・介護連携推進検討会「てっぺんの会」の開催

〔「てっぺんの会」の目的〕

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で生活を継続で-きるよう、在宅医療と介護を一体的に提供できる多職種連携体制の構築を検討すること。

〔稚内市在宅医療・介護連携推進事業及び「てっぺんの会」のイメージ〕

